

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等の概要

(1) 請負人の労働者の労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 ※政令

- 労働安全衛生法(以下「法」という。)第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

【措置の対象となる設備】

- ・化学設備(危険物製造・取扱設備)
- ・特定化学設備(特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備)

対象拡大

左記に加え、
通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質)の製造・取扱設備

(2) 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ※政令

- 法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

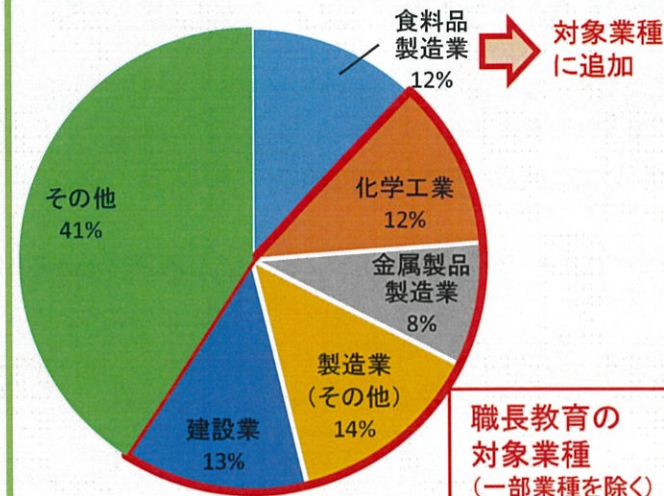
- ・食品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※ うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象である。

(背景)

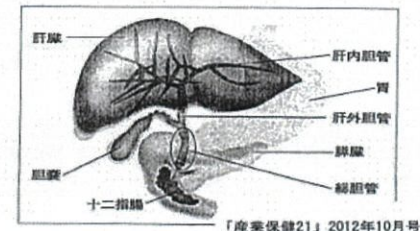
- 食品製造業における災害の割合が高い

平成30年における化学物質の災害件数(約416件)



- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



「産業保健21」2012年10月号

(3) 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 ※政令、省令

- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書(SDS※4)の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならないとされている。**[法第57条及び法第57条の2]**
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施しなければならないとされている。**[法第57条の3]**
- この対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加する。
- 今回の改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質(234物質)を令別表第9に追加し、規制対象とする(別添参照)。
- 令別表第9に追加した物質の裾切り値は、則別表第2に定める。※5

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2~5
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2~3
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1	区分2~3
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

※4 SDS(Safety Data Sheet)

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

※5 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下によるものとする。

- (1) 国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
- (2) 複数の有害性区分を有する物質については、(1)により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- (3) リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

公布及び施行時期等

- 令和4年2月下旬公布予定
- 令和5年4月1日((3)については、令和6年4月1日)施行予定
- ただし、
 - (1)で新たに措置の対象となる設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、令改正の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。
 - (3)で今回追加する化学物質について、令改正の施行の日において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。